

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成29年6月27日(火)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

荻田雅宏, 小林道生, 鈴木紀美代, 鈴木壽美子, 松永聡子, 村上直人, 山本薫正, 吉村峰仙(以上学識経験者), 渥美利之, 大多和暁(以上弁護士), 河上晴香(検察官), 内山梨枝子, 山崎まさよ(以上裁判官)

(説明担当者)

酒井淳一(事務局長), 池上弘(裁判官), 宮崎裕子(首席家庭裁判所調査官), 星野明彦(次席家庭裁判所調査官), 待田至(主任家庭裁判所調査官), 河合良香(家庭裁判所調査官)

(庶務)

山内清香(総務課長), 間邊宏(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 新任委員2名から自己紹介があった。

(2) 今回のテーマである「少年事件における家庭裁判所と関係機関との連携について～地域の力を活用した教育的な働き掛け(教育的措置)について」について, 最初に, 池上裁判官, 待田主任家庭裁判所調査官及び河合家庭裁判所調査官から, 家庭裁判所における取組状況等の紹介があり, 委員それぞれの立場から意見や提案を頂きたいと説明があった上で, 各委員から次のような意見等が述べられた(○は家裁委員の発言, ●は説明担当者の説明である。)

○ 平成元年の事件数からすると, 平成27年は5分の1になっている。少年人口が減っているという要因があるのかも知れないが, 何かをやった結果として減っているのでは

れば、それを強化することが考えられる。教育的措置は、少年事件を起こしてしまった後の対策であるから、その前に防止できる対策があるのであれば、それをやるべきではないか。

- 母集団の数が分からないが、割合からすると変わっていないのではないかと。また、再犯の件数が増えてきているのであれば、それを止めるためにはどうしたらよいのか。再犯が止まれば、件数は減ると思う。
- データはないが、実感としては少年人口が減り、それに比例して件数が減っていると思う。ただ、それだけではなく、少年がおとなしくなっていると思う。昔の少年はもっと荒れていたが、最近はそんなに悪いことをしなくなった気がする。しかし、再非行率は減っていないということもある。
- 子どもが変わってきているということはある。発達障害だけではなく、愛着障害というものがあり、子どもが母親に話しかけても、母親はスマホに夢中で子どもに向き合わない。学校現場では、話を聞かない子どもが増えているが、それは小さいころに話を聞いてもらう心地よさを味わっていないからではないかと思う。そういう子どもは悪いことをなかなか理解できない。少年友の会とかボランティアが少年と一緒に作業をし、その方たちが、その子のことを認めることは、先生が認めることとは全然違うと思う。
- 少年友の会の会員としての経験からすると、実際に関わる件数が減っているし、子ども達が悪いことをするように見えず、話をしても普通である。教育的措置という言葉について考えたことがあるが、もうちょっと分かりやすい言葉、柔らかい言葉の方がいいと思う。
- 少年はおとなしくなっていると思う。質が変わり、これまでのアプローチの仕方では対応がうまくいかないということがある。社会の規範に対する反抗とかが少年事件に表れてこないのが、扱いが非常に難しい。
- 切手整理や清掃活動等で再構築された親子関係を見届ける方法はないものか。
- 少年人口が減ったことによって、教育的配慮が行き届くようになったと思う。また、学校がソーシャルワーカー等外部の協力を得たことで専門的教育ができるようになった。それによって、数が減ったと思う。また、幼児段階での指導の効果が出ているとも

思う。しかし、先生がよく分かっていない、スマホとかコンピュータとかについては、その教育が行き渡っていないため、それを原因としたいじめが起こり、従来とは違う、質的な変化が生じていると思う。

- 質的变化でもう一つ学校現場で問題となっているのが、不登校である。それによって、子ども達が変わってきており、もろくなっていると思う。
- 教育委員会でも不登校問題は非常に悩みの種になっている。
- 教育的措置の在り方というのは、非行を起こした少年にどう向き合うかということだと思うが、その少年がどういう人か分からないと対策を立てようがない。今の少年は昔の少年と違うということか。
- 昔のような少年ではないとは言い切れないが、そういった少年は大勢いる。だから、調査官が最初に少年の面接を行うことは良いことだと思う。また、学校に照会書が来るので書いているが、紙に書くのには限界があるので、訪ねて来てくれれば、担任が知っている話もできると思う。
- 昔は児童自立支援施設には触法少年等が入所していたが、今は虐待を受けた子どもがほとんどである。その意味からも非行は減っていると感じている。
- 静岡市も同様で、非行というのは少なくなっている。虐待を受けている子どもが増えているほか、発達障害の子どもが非常に増えている。また、親も何らかの問題を抱えており、それが負の連鎖として続くのが今の傾向と思う。
- 大体3組に1組離婚しているが、それで家庭の機能が大丈夫かと心配になる。仕事をやって経済的に何とかという事情や十分に子どもと接する機会がない中で、子どもの成長過程において問題が生ずるといふ、負の連鎖が始まっているが、それが二、三十年経ち、家庭機能にもっと深刻な問題が生じないか非常に心配している。もっと幼児の段階で、子どもを育てることの親としての機能等をアドバイスできる体制を作っていけないといけない。
- それが、小中一貫や幼小中一貫、コミュニティスクールだと思う。少年本人との面談だけではなく、保護者やその子どもに関わっている人との面談も必要なのだと思う。
- 教育的措置を受けた少年のその後が心配というのであれば、例えば、そういう少年に

ボランティアをやってもらうとか、清掃活動にまた参加してもらうために声をかけるとかできないのか。また、行政等につなぐということはどうなのか。

- 学校側に引き継ぐということも難しいのか。
- 調査の結果、不処分や審判不開始となった場合、複数回の働き掛けは難しいが、試験観察となった場合は、複数回の働き掛けは行っている。また、保護観察となった場合、保護観察所へ処分に関する意見を付けることができるので、連続性を持たせることは可能である。
- 教育的措置を受けたことをその少年が後輩に引き継ぎ、後輩が先輩から学ぶことはあると思うし、親も教育的措置から何かを学ぶきっかけになってくれたら良いと思う。
- 教育的措置としては、やるべきことがはっきりしていて、かつ、その成果、例えば、清掃活動におけるごみ袋の数等のように形として見えるのが良いと思う。また、少年が頑張ったことに対して、ボランティアがほめてくれることによって、少年の自己肯定につながるし、作業しながら会話ができることで、家庭の再構築につながるのが良いと思うが、その後への連続性が重要だと思う。しかし、学校等への連絡は難しい。
- 教育委員をやっていたとき、学校で何か事件があってもなかなか警察へ連絡できないし、警察も学校に入っていけないということがあった。そこで、学校と警察へ、連絡を取り合うように働きかけをしたことがあった。
- 裁判所は個別事案に対応する組織であるため、一般的な対応は難しいと思うが、コミュニティスクールのように子ども達の教育に社会、地域が携わるという動きが始まっているので、調査官や裁判官といった専門的な知識、ノウハウを持つ人が社会に出て行って、啓蒙的な役割を果たしていくということをしてはどうか。
- そういったことは、少年鑑別所がやっていることに似ていると思う。
- 裁判所が学校に出向いて働きかけをすると重みが違うと思う。
- 弁護士会も出張講義をやっている。
- 学生ボランティアの支援という形で、大学の専門性を活用することができないか。
- 学生ボランティアの研修を心理学の教員が行うことは考えられる。
- ボランティアは学生だけではないので、そういったボランティアに対する研修で大学

の専門性を活用する形で連携してもらいたい。

- 学生ボランティアで一番有力なのは教育学部の生徒だと思う。また、高齢化社会を迎え、経験豊富な退職した先生が活用できないかを感じる。
- 診断がつくようになったのはあるが、発達障害は増えていると思う。また、少年事件についても、昔は荒れていて、いわゆるやんちゃな子どもが多かったが、今は本当におとなしく、そういった子どもが突然暴力的になるという印象があると感じる。
- 静岡県として、非行の予防的措置として、ひとり親家庭に貧困が多いことから、ひとり親家庭に対する教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を柱とする支援に取り組んでいる。通所型の学習支援、夏休みにおける合宿型の学習支援のほか、放課後児童クラブにかかる費用の助成等を行っている。昨年度は9つの市でやっていたが、全市で実施されるよう働きかけている。
- 関係機関等との連携は待っているだけではできない。家裁としてやった方が良く思うことは、アイデアを持って各施設へ行ってもらいたい。
- 退職した教員と家裁が連携できればよいと思う。

5 次回テーマ及び期日

今回は、裁判所における広報について取り上げることになり、期日は、平成29年11月30日（木）とした。